（平成 30 年 4 月 1 日現在）

<table>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="5">標準負担額【食費・食事代（1 食当たり）、居住費（光熱水費）（1 日当たり）】</td></tr>
<tr><td colspan="3">病床の種類</td><td>一般病床</td><td colspan="4">療養病床（注 1）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（月の 1 日から末日）</td><td></td><td colspan="2">右に該当しない人</td><td colspan="2">入院医療の必要性が高い人</td></tr>
<tr><td colspan="3">負担区分（世帯全員で判断）</td><td>食事代</td><td>食費</td><td>居住費（光熱水費）</td><td>食費</td><td>居住費（光熱水費）</td></tr>
<tr><td colspan="3">現役並み所得者</td><td>460 円（注 2）</td><td>460 円(注 3)</td><td>370 円</td><td>460 円（注 2）</td><td rowspan="6">370 円（注 4）</td></tr>
<tr><td colspan="3">市民税課税世帯</td><td>460 円（注 2）</td><td>460 円(注 3)</td><td>370 円</td><td>460 円（注 2）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税非課税世帯</td><td colspan="2">区分Ⅱ（90 日までの入院）</td><td>210 円</td><td>210 円</td><td>370 円</td><td>210 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分Ⅱ（90 日を超える入院）</td><td>160 円</td><td>210 円</td><td>370 円</td><td>160 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分Ⅰ</td><td>100 円</td><td>130 円</td><td>370 円</td><td>100 円</td></tr>
<tr><td>区分Ⅰ</td><td>老齢福祉年金受給者</td><td>100 円</td><td>100 円</td><td>0 円</td><td>100 円</td><td>0 円</td></tr>
</table>

（注 1）…療養病床とは、急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための、医療機関の病床で、疾患や状態によって、医療区分が分けられています。

（注 2）…指定難病患者及び平成 28 年 3 月 31 日時点で 1 年以上継続して精神病院に入院していて、平成 28 年 4 月 1 日以降引き続き入院している人は 260 円になります。

（注 3）…一部医療機関では 420 円になります。

（注 4）…指定難病患者の場合、負担はありません。